

70歳以上の人必見!



敬老パスの利用には、 手続きが必要です

敬老パスは、高齢者の皆さんが外出を楽しみ、健康で充実した生活を送れるよう、横浜市が発行する乗車証です。市内に住む70歳以上の希望者に交付しており、横浜市営地下鉄、横浜市営バス、民営バス、シーサイドラインなど市内交通機関で利用できます。収入状況等に応じた負担金の支払いが必要です。



対象交通機関など詳しくはこちら

敬老パスを利用していない人は 敬老パス問合せダイヤル(0120-206-160)に連絡してください。申請書を送付します。

敬老パスを利用中の人は 令和6年10月1日以降も利用を希望する場合は、下記の更新手続きが必要です。

更新手続き



有効期限
令和6年9月30日

負担金
が
有料の人

前回納付時に
継続利用を
希望した*

8月以降順次、納付書を送付しますので、
納期限までに負担金を納付してください。

※納付書の裏面に住所・氏名を記入の上、負担金を納付した人

前回納付時に
継続利用を
希望しなかった

①7月上旬頃に申請書を送付しますので、
提出期日までに提出してください。
②8月中旬以降順次、納付書を送付しますので、
納期限までに負担金を納付してください。

負担金が無料の人

7月上旬頃に申請書を送付しますので、
提出期日までに提出してください。

有効期間が
延長されます

有効期間
令和6年10月1日～
令和7年9月30日

- 更新後は、現在お使いの敬老パス(ICカード)を引き続き使用します。新しいカードは届きません。
- 敬老パスを失くした人は、問合せ先に必ず連絡してください。
- 納期限は8月26日または9月9日です。納付書と一緒に届く手紙を確認してください。
- 納期限を過ぎると、10月1日からの敬老パスの利用に間に合わない場合があります。

有効期限がわからない人は、敬老パス(ICカード)の交付番号の下8桁で調べることができます。
もしくは自動音声応答ダイヤルでも確認できます。 ☎0120-192-123



詳しくはこちら